

議案第 11 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新設又は増設（合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであって、次に掲げるものに限る。）をした法人をいう。規則で定めるところにより算定した当該法人の従業者（市内在住者であって雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者（同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第 43 条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。）に限る。）を 5 人以上増加させるもの。ただし、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者

による増設にあつては3人以上とする」を「新增設をした法人であつて、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第24条に基づく国の確認を受けた承認地域経済牽引事業計画を行う承認地域経済牽引事業者をいう」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第3項及び第4項を第4項及び第5項とし、同条第2項中「新設又は増設（以下「新增設」という。）」を「新增設」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

（4） 第1号から第3号までの取得価額の合計が1億円以上

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「新增設」とは、合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであつて、規則で定めるところにより算定した当該法人の従業者（市内在住者であつて雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）に限る。）を5人以上増加させる新設又は増設（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者による新設又は増設にあつては3人以上増加させるもの）をいう。

第4条第1項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「同意企業立地重点促進区域」を「重点促進区域」に、「その他の区域」を「促進区域」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。